

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区亀有四丁目27番12-1005号

氏名 有限会社 加藤好大商店
代表取締役 加藤 裕子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年10月 6日

許可の有効年月日 令和 8年 7月11日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(#1)、廃プラスチック類(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(#1)、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(#1)、がれき類
以上8種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥(#1)（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類(#1)（廃乾電池及び廃蛍光灯に限る。）、
金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(#1)
（廃蛍光灯に限る。） 以上4種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

埼玉県三郷市高州二丁目216番1、217番1 以上2筆（面積413.30㎡）

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 8年 7月12日	指令中環第6-61号	新規許可
平成19年 1月16日	指令産指第1158号	変更許可（「積替え保管を含む」への変更）
平成25年 3月29日	指令産廃第1326号	変更許可（「取り扱える」3種類の追加）
令和 3年 9月22日	指令越環第379号	更新許可
令和 3年10月 6日	指令産廃第634-1号	変更許可（「取り扱える」1種類の限定の解除）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
金属くず 以上1種類	5.0 m ²	2.0 m (屋内)	6.6 m ³ (6.6 m ³ メッシュボックス パレット×1個)
汚泥、廃プラスチック類、金属くず 以上3種類 (いずれも廃乾電池に限る。)	0.5 m ²	0.7 m (屋内)	0.2 m ³ (0.04 m ³ プラ容器×4個)
汚泥、廃プラスチック類、金属くず 以上3種類 (いずれも水銀使用製品産業廃棄物 (廃乾電池) に限る。)	0.3 m ²	0.7 m (屋内)	0.1 m ³ (0.04 m ³ プラ容器×2個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コン クリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類 (いずれも廃蛍光ランプに限る。)	3.5 m ²	0.9 m (屋内)	0.8 m ³ (0.44 m ³ プラ容器×1個、 0.07 m ³ プラ容器×4個)

(以下余白)